

船舶事故調査報告書

令和6年6月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和5年11月1日 08時30分ごろ
発生場所	沖縄県うるま市平安座島北方沖 金武中城港沖縄ターミナルシーバース灯から真方位179° 1,230 m付近 (概位 北緯26° 22.0′ 東経127° 57.9′)
事故の概要	プレジャーボートJABULANIは、右転中、左舷方に横傾斜し、転覆した。
事故調査の経過	令和5年11月14日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート JABULANI、5トン未満（長さ3.78m）
船舶番号、船舶所有者等	296-07278 沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、平安座島北方沖の釣り場で漂泊し、船長が船体中央やや船尾寄りの操縦席に、同乗者が船首甲板に座って釣りをしていた。</p> <p>船長及び同乗者は、船上で移動したとき、船体の傾きに違和感を覚え、船尾部を確認したところ、両舷船尾部の放水口（以下「船尾放水口」という。）から流入する海水の量が徐々に増え、甲板上の海水が排出されずに滞留していることに気付いた。</p> <p>船長は、海水が滞留する原因を確認しようと陸岸の近くに移動することとし、船外機を始動して、前進して右転したところ、本船が左舷側に横傾斜して転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、海に投げ出された後、転覆した本船の船底に這い上がって救助を待っていたところ、付近を航行中に本事故を目撃した他船の船長に救助され、本船は同船にえい航されて平安座漁港に帰港した。</p> <p>本船は、本事故後、上架して船体の点検が行われたところ、船尾甲板に長さ約90cmの劣化した状態の亀裂（以下「本件亀裂」という。）が生じており、本件亀裂から浸入した海水が甲板下の船首部から中央部にかけての空所に約200ℓ滞留していることが確認された。船尾甲板には滑り止めのマットが張られており、本件亀裂は目視</p>

	<p>で確認できない状態であった。</p> <p>同乗者は、本事故当時、船長が、本件亀裂が本事故前に生じていたこと及び本件亀裂を通じて甲板下の空所に海水が浸水していることに気付かず、また、本船を右転させた際、空所内の海水が遠心力で左舷側に偏り、左舷方に大きく横傾斜して転覆したと本事故後に思った。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>本船は、漂泊中、船尾放水口から流入した海水が甲板上に滞留していたものの、船長が、本件亀裂を通じて甲板下の空所に同海水が浸入していることに気付かないまま右転したことから、空所内の海水が遠心力で左舷側に偏り、左舷方に大きく横傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、漂泊中、船尾放水口から流入した海水が甲板上に滞留していたものの、船長が、本件亀裂を通じて甲板下の空所に同海水が浸入していることに気付かないまま右転したため、空所内の海水が遠心力で左舷側に偏り、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、発航前を含め、自船の定期的な点検を行って、船体等の状態を確認し、船内に通じる亀裂等を発見した場合には、速やかに修繕すること。